

売却時価会計の進展と継承

上野清貴

目次

- I はじめに
- II チェンバースと環境適応
 - 1 売却時価会計の概要
 - 2 売却時価会計の論拠
- III スターリングと科学論
 - 1 会計の科学的要件
 - 2 売却時価の論拠
 - 3 売却時価会計の論拠
- IV ローゼンフィールドと外部報告
 - 1 利用者指向的規準
 - 2 取得原価・購入時価・現在価値会計の評価
 - 3 売却時価会計の論拠
- V むすびに代えて

I はじめに

前稿は現在原価会計および修正現在原価会計を取り扱い、そこでは、会計学者や会計基準設定団体が現在原価会計をどのように主張し、そこにおいてどのような論理が内在していたのかを解明した。そして、現在原価会計および修正現在原価会計の究極的な論理は、将来キャッシュ・フロー予測・投資意思決定、企業業績評価、営業能力維持および一般購買力維持であることを導き出した。

この現在原価会計は一般に時価会計とよばれているが、実は、時価会計にはもう1つのものが存在する。それは「売却時価会計」である。現在原価会計は資産等の評価の視点を購入市場におき、現在原価で評価することにその特徴があるが、売却時価会計は資産等の評価の視点を売却市場におき、売却時価で評価することにその特徴がある。

本稿はこの売却時価会計を取り扱うこととする。売却時価会計それ自体を提唱した会計基準設定団体はこれまで見当たらない。そこで本稿は、売却時価会計を一貫して提唱した会計学者に焦点を当て、彼らが売却時価会計をどのように主張し、そこにおいてどのような論理が内在していたのかを解明することを目的とする。

売却時価会計を主張した初期の会計学者として、マクニール (MacNeal) がいる。彼は1939年に『会計における真実』(*Truth in Accounting*) を公刊し、売却時価会計を主張した。その後、本格的に売却時価会計を主張した会計学者として、チェンバース (Chambers) およびスターリング (Sterling) はあまりにも有名である。さらに、ローゼンフィールド (Rosenfield) も売却時価会計を提唱している。

そこで本稿は、彼らが売却時価会計をどのように提唱し、そこにおいてどのような論拠が内在していたのかを解明する。そして、これらを総括的にまとめることによって、売却時価会計の究極的な論理を明らかにするとともに、その後の会計基準において、売却時価会計がどのように継承されていったのかを概説することとする。

II チェンバースと環境適応

売却時価会計を本格的に提唱した会計学者として、また売却時価会計をはじめ体系的に説明した会計学者として、有名なのはチェンバースである。彼は、売却時価会計を主張する多くの著書と論文を残している。それ

らのうち、本節は次の2点を主として取り上げることにする。

- ① 『会計、評価および経済行動』 (*Accounting, Evaluation and Economic Behavior*) (1966年)
- ② 『価格変動とインフレーション会計』 (*Price Variation and Inflation Accounting*) (1980年)

これらの著書を題材として、以下では、チェンバースの提唱する売却時価会計の論拠を解明するために、売却時価会計の概要をまず説明し、次に売却時価会計の論拠を明示する。その場合、それらを一般物価水準の変動を考慮しない場合と考慮する場合とに分けて行うこととする。

1 売却時価会計の概要

売却時価会計は資産等を売却時価によって評価する会計であり、そこにおいて、実現可能利益が算定される。そして、この売却時価会計に一般物価水準の変動を加味したものが、修正売却時価会計であり、そこにおいて算定されるのが実質実現可能利益である。チェンバースはこの修正売却時価会計を「継続的現時会計」(continuously contemporary accounting)と命名している。

チェンバースはスターリングとともに資産等の評価基準として売却時価を主張し、最終的に一般物価水準の変動を考慮して修正売却時価会計を提唱する。この意味では、彼らは同じ結論を有するが、その論理展開において彼らは異なっている。

スターリングはまず一般物価水準が変動しないという仮定のもとに、売却時価会計を提唱し、それからこの仮定を解除することによって、修正売却時価会計を提唱する。これに対して、チェンバースの継続的現時会計は一般物価水準が変動するという現実的仮定に立脚して、はじめから修正売却時価会計を提唱している。本項では、この提唱された修正売却時価会計

の概要を彼の所論にしたがって説明することから始めることにする。

チェンバースはまず、利益を純資産の増加として規定する。すなわち、企業の純利益は、発行した株式の支払いから生じる増加および配当によってなされた支払いを除いて、ある特定の期間における純資産の増加である (Chambers [1980] p. 34)。このことをさらに正確にいうならば、利益は、純資産によって表される一般購買力の1期間における増加である、ということになる。

この利益は3つの構成要素からなる。それは、①取引からの純損益、②諸資産の売却時価の変化から生じた損益 (価格変動修正)、および③貨幣単位の一般購買力の変化が企業に及ぼす影響 (資本維持修正) である (Chambers [1980] p. 36)。これらは次の式で表される。

- ① 取引からの純損益：売上収益 - 売上製品 (商品) の期首売却時価 (取得価格)
- ② 価格変動修正：保有製品の期末売却時価 - 保有製品の期首売却時価
- ③ 資本維持修正：期首資本 \times 一般物価指数¹⁾の上昇率

これらのうち、取引からの純損益と価格変動修正の合計は純資産の総名

1) この一般物価指数として、チェンバースは「消費者物価指数」を採用する。その理由を彼は次のように2つあげている (Chambers [1966] p. 229)。

第1に、生産と販売の活動は、そのすべてが消費財を人々の手に渡るようにするという目的に向けて営まれるものである。企業がどのような生産工程を採用し、どのような生産財を用いたらよいか、またいくらで価格でなら必要とする生産要素を交換してもよいかは、直接あるいは間接に消費財について期待される価格で決まってくる。さらに、生産に要する期間中の消費財の価格について、上昇、下落、あるいは不変のいずれの期待を形成しようとも、期待される価格にまず近似するのは、当該時点において存在する消費財についての物価水準である。

第2に、企業の構成員との関係でいえば、企業の果たす役割は彼らの構成員に対して利得ないし所得を保証することにある。これらの所得が消費に向

目増加である。この額から資本維持修正を控除したものが、「実質実現可能利益」である。このことから、修正売却時価会計では、価格変動修正と資本維持修正は、共存するけれども、反対の効果を有していることがわかる。

さらに、前者の価格変動修正が利益の増加分となる事情を、チェンバースは次のように説明する。価格が上昇するならば、この価格上昇のおかげで、企業は期末において期首よりも豊かになっている。一般的にいて、いずれの相対的な価格の変動であれ、それによって資本の、したがって残余持分の大きさが変動する（Chambers [1966] p. 116）。

これに対して、後者の資本維持修正は利益の減少分となる。その理由は次のようである。資産の変動についての計算は、期首に計上された資産から進められるのであり、この状態は、当該期首時点現在の購買力をもった貨幣単位で表現されている。したがって、期末において、すべての資産の売却時価と物価水準が同じ割合で上昇している場合には、企業にとって、以前と比べて財に対する一般的支配は少しも大きくなっていないのである（Chambers [1966] p. 115）。

これらの関係をチェンバースはさらに数式的に説明している（Chambers [1980] pp. 46, 48）。そこにおいて、以下の式で用いられる記号は、それぞれ次のことを意味している。

けられるか、それともさらに投資に回されるかは知るところではない。しかし、それを消費に向ける限り、消費財についての指数が適当であるということになる。

このように、チェンバースの考えによれば、財は企業の内外において最終的に消費財となり、またその消費水準を保証しなければならないので、測定単位の指標として消費者物価指数を提唱するのである。

$\$_1, \$_2$: 時点 t_1 と t_2 , つまりある期間の期首と期末におけるドルの一般購買力

$\$M_1, \M_2 : 当該 2 時点における純貨幣資産 (貨幣資産 - 負債) の額

$\$N_1, \N_2 : 当該 2 時点における非貨幣資産の売却時価の合計

$\$R_1, \R_2 : 当該 2 時点における残余持分または普通株主持分の額 (純資産の額)

p : t_1 と t_2 との間的一般物価指数の上昇率, それゆえ, 一般購買力に関して, $\$_1 = \$_2(1+p)$

$\$Y_2$: t_2 で終わる期間の純利益

T : 当該期間に売却された財および用役の (現金または掛けによる) 総売却収入と, 当該期間に購入された財の (現金または掛けで決済された) 総購入価格との名目差額

I : 当該期間に売却されたすべての非貨幣資産 (棚卸資産および他の資産) に関して, それらの売却価格とそれらの購入価格 (または, t_1 において所有されていた非貨幣資産に関しては, 記録されたそれらの売却時価) との名目差額合計

E : 当該期間における費用的性質のすべての支払い (つまり, 非貨幣資産の所有を生ぜしめないすべての支払い) の名目総額

V : t_2 におけるすべての非貨幣資産の売却時価とそれらの帳簿価値との差額合計, すなわち, t_2 におけるすべての非貨幣資産の売却時価に発生した変化²⁾

2) この中に, 固定資産における減価償却部分も含まれている。売却時価会計においては, 減価償却は本質的に他の種類の価格変動である。ある機械の売却時価がその使用および陳腐化を通じてある期間に下落するならば, その下落額は減価償却額である。

これらの記号説明に基づいて、修正売却時価会計の一般的説明は以下のように行われる。

まず、 t_1 において、企業の状態は次のようである。

$$\$1M_1 + \$1N_1 = \$1R_1 \quad (1)$$

同様に、 t_2 における企業の状態は次のようである。

$$\$2M_2 + \$2N_2 = \$2R_2 \quad (2)$$

利益は残余持分における増加額であるので、次のように表すことができる。

$$\$2Y_2 = \$2R_2 - \$1R_1$$

そして、一般購買力において、 $\$1 = \$2(1+p)$ の関係が成り立つので、利益は次のようになる。

$$\$2Y_2 = \$2R_2 - \$2(1+p)R_1 \quad (3)$$

この(3)式の R_1 と R_2 にそれぞれ (M_1+N_1) と (M_2+N_2) とを代入すると、次式が得られる。

$$\begin{aligned} \$2Y_2 &= \$2(M_2+N_2) - \$2(1+p)(M_1+N_1) \\ &= \$2(M_2-M_1) + \$2(N_2-N_1) - \$2p(M_1+N_1) \end{aligned} \quad (4)$$

ところで、各記号の上記の定義より、次の関係が成り立つ。

$$M_2 = M_1 + T - E$$

$$N_2 = N_1 + I + V - T$$

そこで、 M_2 と N_2 のこれらの値を(4)式に代入すると、次のようになる。

$$\begin{aligned} \$_2 Y_2 &= \$_2 [(M_1 + T - E) + (N_1 + I + V - T) - (1 + p)(M_1 + N_1)] \\ &= \$_2 [(I - E) + V - p(M_1 + N_1)] \end{aligned}$$

ここで、 $M_1 + N_1 = R_1$ であるので、利益は結局次のように表される。

$${}_2 Y_2 = \$_2 [(I - E) + V - pR_1] \quad (5)$$

この(5)式は次のように説明でき、上述した実質実現可能利益の3つの構成要素とまさに符合することになる。

- ① $(I - E)$ の額は、財のすべての取引からその期間に（現金または掛けにおいて）実現した純利益（純収益）である。
- ② V の額は、価格変動修正の合計である。
- ③ pR_1 の額は、資本維持修正である。

2 売却時価会計の論拠

以上によって、修正売却時価会計の内容と実質実現可能利益の算出過程が明らかとなったので、本項において、このような会計がどのような論拠を有しているのかを、チェンバースにしたがって試みることにする。既述のように、彼ははじめから一般物価水準の変動を考慮した修正売却時価会計を提唱するのであるが、ここでは、論拠を体系的に整理する意味で、一般物価水準の変動を考慮しない場合と考慮する場合とに分けて考察してみよう。前者の会計が売却時価会計であり、後者の会計が修正売却時価会計である。

(1) 一般物価水準の変動を考慮しない場合

一般物価水準の変動を考慮しない場合、売却時価会計の論拠の起源を、チェンバースは「環境適応を目的とする人間行動」に求める。彼によれば、人間は自己の目的を達成するために、絶えず変化する環境に適応して

いかなければならず、したがって、人間という有機体は、これを全体的にとらえて1つの恒常的組織と考え、絶えず環境に自己を適応させ、その機能を果たす力を保ち、その生存を確保していると考えられることができる (Chambers [1966] pp. 20-21)。

この人間の構成体が企業であるので、このことは企業についても妥当する³⁾。すなわち、企業もまた個人そのものに劣らず適応を目指す実体である。したがって、企業の予定する残存期間の長短を問わず、企業構成員の期待は次のような場合にのみ満たされることになる。つまり、次々と変化をとげる環境条件に合わせてその資源を有利に運用する形で、企業の経営の仕方と特定の企業内容が展開される場合である (Chambers [1966] p. 190)。

ここで、このような環境条件の具体的内容が問題となるが、市場経済活動を営む企業にとって、経済環境としてもっとも重要となるのが「価格」および「価格の変動」である。ところが、価格にはさまざまなものがあるので、次に問題としなければならないのは、どの価格が企業の適応行動に適しているかということである。その場合、チェンバースによれば、現在の価格の状況を知ることが適応行動にとって不可欠となる。というのは、過去の価格（および将来の価格）は適応行動に対して有用ではないからである。

この事情を彼は次のように説明する。現在という時点からみれば、過去の価格は、すべてが単に過ぎ去った過去のものにすぎない。現在の価格だけが、行動の選択に関して何らかの関わりをもっているのである。ある財

3) というのは、企業それ自体は法的擬人であるために、自然人のように原動力をもつことができず、その構成員の目的が企業の目的となるからである。チェンバースはこのことを次のように述べる。企業は当該企業に関する人々個人個人がもつ目的以外の目的をもつことはない。企業は道具であるがゆえに、自然人の場合のように欲望をもつことはできないし、消費者としての満足を得ることもできない (Chambers [1966] p. 187)。

の10年前の価格は、今から20年後について仮定される価格と同じように、この問題にとっては、何の関わりももたない。貨幣の一般購買力が変動しない間でも、個々の財の価格は変動するし、逆に、いずれかの財の価格に変動はなくても、貨幣の一般購買力の方は変動することもある。したがって、有用で、市場においての現在における適応力について必然的な関わりをもつ結論は、過去の価格からは何も引き出せないのである（Chambers [1966] p. 91）。

このように、現在の価格が適応行動にとって重要であることは明らかとなったが、次に問題となるのは、現在の価格のうちのどれが適応行動にとって有用となるかということである。というのは、現在の価格には「購入時価」（現在原価）と「売却時価」の2つがあるからである。そして、これに関してもチェンバースは次のように述べ、売却時価の方が適切であると主張する。

購入時価は、現在の保有額を基礎として、現在の状況に適応する目的で市場に現金を携えて参加する能力を示すものではない。これに対して、売却時価の方はそれを示すのである。だからこそ、ある時点において、市場でのすべての将来可能と思われる行動にとって、統一的に適合性をもつ唯一の財務的屬性は、保有下にある財のいずれを問わず、そのすべてのものの市場売却時価または実現可能価格であると主張しているのである。適応の目的のために人々が知りたいと思うのは、すでに保有している額を超えた額の貨幣を必要とするさいに、特定の対象または一群の対象に代えて、手に入れうる貨幣の券面に示される数である（Chambers [1966] p. 92）。

チェンバースはさらに、その内容を別のところで以下のように具体的に説明している（Chambers [1980] p. 3）。市場経済活動において、買い手が財を購入するのは、彼がその価格に等価の貨幣額を所有するよりも財をもつことを選ぶからである。売り手が財を売却するのは、彼がその財の所有を

継続するよりもその価格に等価の貨幣額をもつことを選ぶからである。

ある企業が欲した財を購入するのに十分な貨幣を有していないが、ある貨幣価格で売却できる他の財（資産）を有しているならば、彼はそれらの資産のいくつかを売却することができる。それらの所有者が他の財の購入または負債の返済を考えているならば、これらの資産の所有はそれらの売却時価に等価の貨幣を有するのと同じである。

いくつかの資産を他の財を購入するために売却すると考える場合、現存資産の継続的所有および代替財から期待される使用または満足に関して、考慮がなされる。しかし、購入できる代替財の種類と規模、それゆえ期待される使用と満足は、現存資産の貨幣等価額（売却時価）がわかっている場合にしか決定できない。

以上によって明らかのように、売却時価は企業の経済環境に適應するために非常に有用な評価基準である。そしてさらに、この売却時価が売却時価会計の評価基準であってみれば、売却時価会計は企業経済環境に適應できる会計であるということができ、ここに、売却時価会計の重要な論拠を見出すことができるのである。

しかし、そればかりではない。この売却時価会計にはさらにもう1つの論拠がある。それは、この会計が常識的ないし日常的な「富」の概念を形成し、さらにすべての資産、負債および資本が測定される属性に関して本質的に同質になるので、それらを正しく加算し、関係づけることができるということである。すなわち、売却時価会計は加法性の特徴を有しているのである。これは以下のように具体的に説明することができる。

売却時価会計における売却時価は諸資産の「貨幣等価額」を見出すことになるが、これは、企業が所有する貨幣額を見出すことと同じである。したがって、この貨幣等価額が企業の常識的ないし日常的な「富」の概念を形成することになる。チェンバースによれば、ある時点におけるあなたの

(または私のまたは企業の) 額を見出す常識的または実際的な方法は、あなたが所有する現金と、あなたが所有する他の物のその時における正味売却価格とを加えることである。しかし、企業が他の者に貨幣を借りている場合、その負債額は総貨幣額または所有物の貨幣等価額から控除しなければならない (Chambers [1980] p. 23)。

これらの言明から、企業の純富を次の式で表すことができ、この富が企業の財政状態を構成し、貸借対照表に資産、負債および資本として計上されることになる。

$$\text{純富} = \text{手持ち現金} + \text{諸資産の貨幣等価額} - \text{負債額}$$

この貸借対照表では、すべての資産は貨幣等価額で表示される。さらに、すべての負債は負の貨幣等価額 (貨幣支払額) で示される⁴⁾。純資産たる株主持分 (資本) はこのような資産と負債の差額であるので、正味貨幣等価額となり、金額的に企業の純富に等しくなる。これによって、売却時価会計におけるすべての資産、負債および資本は「貨幣等価額」という本質的に同じ属性で測定され、評価の論理的一貫性が達成され、加法性が成立するのである。

(2) 一般物価水準の変動を考慮する場合

以上が一般物価水準の変動を考慮しない売却時価会計の論拠であるが、

4) 厳密に言えば、チェンバースの負債に対する評価基準は負の「貨幣等価額」ではない。というのは、彼は負債を「満期日の支払額」で評価するからである。彼はその理由を次のように説明する。負債の額は、それらが支払われると予測される日に関わりなく、未払負債の額である。というのは、企業が債権者との契約条件を満たすことができないならば、負債は手形で支払い可能になるかもしれないし、企業が他の所でより良い期間で借りれるならば、または企業が借りた資金を有利に利用できないならば、企業はある任意の時に負債を返済したかもしれないからである (Chambers [1980] p. 25)。

それでは、一般物価水準の変動を考慮する修正売却時価会計の論拠はどうか。結論から先に述べるならば、修正売却時価会計は、売却時価会計の論拠のほかに、さらに真の意味における企業間比較と期間比較を可能にし、企業の購買力資本を維持することによって、所有者の一般購買力を維持し、実質利得を示すのである。

まず、修正売却時価会計が企業間比較と期間比較を可能にする理由は、次のようである。すなわち、そこにおける貸借対照表の数値および純利益の数値はすべて期末の貨幣で表される。すべての企業が同じシステムを用い、それが一般的に採用されるならば、比率および関係の企業間比較は現実的であり、数学的に有効である。比率の期間比較も有効である。というのは、連続する財務諸表は異なった貨幣であるけれども、ある特定の年度の比率は純粹な数値もしくは比率であり、それゆえ他の年度の同じ数値ないし比率と比較することができるからである。

これは上述した「貨幣等価額」の論拠とも関係するが、修正売却時価会計では、すべての財務諸表項目を期末の一般物価指数で修正することによって、同質的な貨幣等価額を測定しているからにほかならない。すなわち、修正売却時価会計は、すべての会計数値を期末の一般物価水準で修正することによって、同質の測定単位による統一的な会計測定を可能とし、これによって真の意味における企業間比較と期間比較を可能にするのである。

さらに、修正売却時価会計は、企業の購買力資本を維持することによって、所有者の一般購買力を維持し、実質利得を示す。これは次のような理由による。既述のように、修正売却時価会計は利益計算において個別価格の変動とともに一般物価水準の変動を考慮する。この意味はそもそも、一般物価水準の変動は利益ではないので、これを利益から除外することによって、企業の購買力資本維持を図ることにほかならない。

この事情を、チェンバースは次のように説明する。資産の変動についての計算は、期首に計上された資産から進められるのであり、この状態は、当該期首時点の購買力をもった貨幣単位で表現されている。したがって、期末において、すべての資産の現在現金等価額（貨幣等価額）が、期首よりも大きな貨幣単位数となる場合、その増加額は、物価水準が現在現金等価額と同じ場合、あるいはそれよりも早い割合で上昇しない場合にのみ、資源に対する一般的な支配の増大を表すものとなる。

物価水準が同じ割合で上昇している場合には、当該実体にとって、以前と比べて財に対する一般的支配は少しも大きくなっていないのであり、この実体は、企業との関わりで少しも豊かになっていないのである（Chambers [1966] p. 115）。したがって、実質的な利益を導出するためには、個別価格の変動から一般物価水準の変動を控除して、企業の購買力資本を維持する必要があるが、これを行ったものが修正売却時価会計にほかならない。

しかしながら、これが修正売却時価会計の最終的な目的ではない。その最終的なものは、企業の購買力資本を維持し、企業購買力の増加を確定することによって、消費が究極的な目的である消費者の一般購買力を維持し、実質利得を示すことにある。というのは、チェンバースによれば、企業は当該企業に関する人々個人個人がもつ目的以外の目的をもつことはない。企業は道具であるがゆえに、自然人の場合のように欲望をもつことはできないし、消費者としての満足を得ることもできない（Chambers [1966] p. 187）からである。

さらに、人間の目的は効用を最大にすることであり、その具体的な目的は消費であり、それも実質的な消費である。そして、この消費の指標である実質利得を示すものが、修正売却時価会計にほかならない。したがって、修正売却時価会計は、企業の購買力資本を維持することによって、消費が究極的な目的である所有者の一般購買力を維持し、実質利得を示すこ

とになるのである。

Ⅲ スターリングと科学論

スターリングは、「会計の科学化」を熱心に主張する論者の一人であり、学際研究の草分け的な存在の学者である。彼の根本的な問題意識は常に「科学論」にあり、科学哲学を背景としたその理論構成は誠に精緻なものがある。この精緻な会計理論のうち、本節は次の3点を主として取り上げ、彼の提唱する売却時価会計および修正売却時価会計に焦点を当てて検討することにする。

- ① 『企業利益測定論』 (*Theory of the Measurement of Enterprise Income*) (1970年)
- ② 「価格変動時に適合する財務報告」 (*Relevant Financial Reporting in an Age of Price Changes*) (1975年)
- ③ 『会計科学論』 (*Toward a Science of Accounting*) (1979年)

その場合、具体的にはまず、会計が科学たりうるための要件を概略的に説明し、次に、これらの要件に基づいて売却時価会計の評価基準である売却時価の論拠を述べ、さらに、売却時価会計それ自体の論拠を述べる。ここではさらに、一般物価水準が変動しない場合の売却時価会計の論拠をまず考察し、次に、一般物価水準が変動するという現実的な場合に、売却時価会計を改善したものが修正売却時価会計であるという形式で、修正売却時価会計の論拠を考察することとする。

1 会計の科学的要件

会計は「技術」(art)であり、「科学」(science)ではないと一般にいられている。このような見解に対して、スターリングは、科学的な方法を採用しさえすれば、会計はそれ自体立派な科学であるとする。彼はこれを次

のように説明する。われわれの主題について、会計を科学の代わりに技術として要求するものは何もない。それが技術であるのは、われわれがそれをそのように定義するからである。それを何か他の方法で定義することは可能である。会計について元々非科学的なものは何もない。非科学的にしてきたのは、会計に対するわれわれの方法である。科学的な方法を採用することは、われわれには可能である (Sterling [1979] p. 12)。

このように、スターリングは、会計が科学的な方法を採用しなければならないし、またすることができると主張するのであるが、会計が科学的な方法を採用するためには、まず第1に、方法論としての「科学論」に頼らなければならない。この考えに基づいて、彼は科学における基本的概念を次のように述べる。科学において、2種類の基本的概念がある。すなわち、それは経験的概念と理論的概念である。経験的概念は経験的検証を受けなければならない。他方、理論的概念は論理的検証を受ける。これは、その概念が法則を通じて他の諸概念とある論理的関係をもつことの証明である。

そしてさらに、この経験的概念から科学的な会計規準としての「経験的検証可能性」(empirical testability)を導き出し、理論的概念から「目的適合性」(relevance)の会計規準を導出する。それらの導出過程は以下のとおりである。

スターリングによれば、そもそも、会計が非科学的であったのは、問題を解決の不可能な原価配分の過程として定義してきたからにはほかならない。棚卸資産、有形・無形の償却性固定資産、および繰延資産に対する会計がそうである。とくに、(減耗償却等を含む)減価償却を慣行的な配分として定義する限り、たとえば定額法と定率法との間でどちらを選択すべきかを決定しうる可能性はない。その問題は永久に解決されない。というのは、それは経験的に検証可能ではなく、原則として解決できない問題であ

るからである。

このような問題を解決するための必要条件は、定義を変更することである。つまり、慣行的な配分を報告することの目的から、ある種の現実的で測定可能な属性を会計することの目的へと変更することである。この再定義を行うならば、会計の命題は経験的に検証でき、すべての人々によって検証できる。この検証は会計の問題を解決させ、議論を終了させることになる。さらに、これによって、会計の論争を法律や裁判所に訴える代わりに、科学的検証に訴えることによって判定を下すことができるのである。

したがって、この「経験的検証可能性」が会計を科学にする第1の必要条件となる。スターリングはこれを次のように述べ、その内容を規定している。科学的仮説と考えられる命題の第1の必要条件は、それが経験的に検証可能であるということである。つまり、それは測定可能な属性（評価基準）を特定化しなければならない（Sterling [1979] p. 39）⁵⁾。

-
- 5) この場合、「測定」という概念が科学を目指す会計にとって重要な要素となるが、これについてスターリングは次のように命題化している（Sterling [1970] pp. 72-80）。

測定命題1：測定の目的は対象ないし事象を他の対象ないし事象に対して順序づけ、比較することである。

測定命題2：次元の構成と定義は測定の操作のための前提条件である。

測定命題3：単位は諸対象の一般的比較を可能にする。よく知られた単位はさまざまな人々による測定の一般的使用を可能にする。

測定命題4：数の使用は言葉の分類体系よりも便利であり、高度の正確性を可能にする。

測定命題5：測定操作の目的は、ある一定の尺度においてある一定の対象の適切な位置を見出すことである。この位置の一般的言明は単位数で行われる。

そして、測定の概念は次の時制的に順序づけられた段階で表すことができる（Sterling [1970] p. 82）。

1. 次元の概念
2. その次元の単位と尺度の定義

この経験的検証可能性の内容は、具体的に次のように説明することができる。検証とは、一般に資格ある観察者による真实性（記号と指示物ないし現象との対応）の決定であり、経験的検証可能性とは、この検証が経験的に行われる可能性のことである。これを会計的に表現すると、検証とは、資格ある観察者（企業における会計人および会計監査人）による会計の真实性の決定であり、これは会計数値と会計現象との対応によって行われることになる。そして、この検証が経験的に行われる可能性が経験的検証可能性であり、会計はこの経験的検証可能性を満たさなければならないのである。

換言すれば、検証は、独立的な観察者が表示の信頼性について合意に達する過程である。その目的は、表示とそれが表そうとする現象との間で対応があるという保証を提供することである。「現象」は心の外に存在する事物に関係し、それらの知識は、思考や直感に関係する「本体」に対立するものとして、感覚による経験から得ることができる。会計の表示は現象の表示でなければならない。というのは、本体は検証できないからである。財務諸表に表示される現象は、これらの現象を見出すために十分努力するすべての資格ある観察者によって見出されなければならない。

ここで重要なことは、会計表示と現象との「対応」が会計の真实性を決定することになり、これを行うのは「資格ある観察者」であるということである。そして、この資格ある観察者が会計表示と現象との対応を経験的に確認するためには、測定可能な属性を会計しなければならず、具体的には、測定可能な評価基準を会計しなければならないのである。

このように、会計が科学を目指すためには、経験的検証可能性の要件を満たす測定可能な評価基準をまず第1に会計しなければならないのである

3. 単位を数的に表すことの同意

4. ある一定の対象において単位数を見出す操作の記述と適用

が、この規準を満たす評価基準が複数存在する場合がある。この場合には、会計すべき評価基準を経験的検証可能性の規準だけでは決定できず、これらの評価基準のうちのどれを会計すべきかの決定は、ある追加的な規準を必要とする。したがって、会計の直面する第2の問題は、経験的に検証可能などの評価基準を測定し、報告すべきかの選択であり、そのための追加的な規準の導出である。

この問題に対する解答を約束する方法として、スターリングは意思決定モデルの検討を重要視し、この意思決定モデルとの関係性を問題とする「目的適合性」の規準を科学における理論的概念として提唱する。これは次のように定義される。ある属性がある意思決定モデルによって特定化されるならば、その属性はその意思決定モデルに対して適合的である。ある属性がある意思決定モデルによって特定化されないならば、それはその意思決定モデルに対して適合的ではない。

すなわち、ある評価基準がある意思決定モデルに関係するならば、その評価基準はその意思決定モデルに関して目的適合性の規準を満たすことになる。逆に、ある評価基準がある意思決定モデルに関係しないならば、それはその意思決定モデルに関して目的適合性の規準を満たさないのである。

この規準は会計において非常に重要な規準である。スターリングによれば、会計では、科学におけると同様に、少なくともある意思決定モデルに対して目的適合性テストをパスしたあとで、それに第2のテストを受けさせることができる。しかし、ある概念がいかに多くのテストをパスしたとしても、それがあある意思決定モデルに適合しなければ、それを会計概念のストックから排除すべきである（Sterling [1979] p. 93）。

このように、スターリングにとって、経験的検証可能性の規準に加えて、目的適合性が会計の重要な規準となる。したがって、結論として、会

計が科学を目指すためには、経験的検証可能性と目的適合性の2つの規準を満たさなければならない。そして、これら2つの規準によって、会計がどの評価基準を測定し、報告すべきかを最終的に決定できることになる。換言すれば、われわれが何を会計すべきかという有史以来未解決であった基本的な問題を、これら2つの会計規準によって解決することができるのである。

2 売却時価の論拠

前項において、会計が科学であるためには経験的検証可能性と目的適合性という2つの基本的な会計規準を満たさなければならないことを明らかにした。そこで、本項の課題は、これらの規準を適用することによって、会計がどの評価基準を測定し、報告すべきかを具体的に説明することである。そのためには、各評価基準を浮き彫りにするために、まず目的適合性規準のテストから考察を始めるのが適当であり、そのための要件として、市場的意思決定モデルを検討しなければならない。

スターリングによれば、すべての意思決定モデルは次のことについての情報を必要とする (Sterling [1979] p. 95)。

- ① 代替案
- ② 結果
- ③ 選好：結果を順序づける関数

ある意思決定状況で意思決定者がしなければならない最初のことは、利用可能な代替案を決定することである。実行可能な市場代替案の集合は、必要な犠牲と利用可能な資金を予測することによって決定される。それをスターリングは代替案原則の一般原則として次のように表す (Sterling [1979] p. 100)。

代替案原則： $s_{it} \leq F_t$ ならば、 i の購入は時点 t において実行可能な代替案である。

ここで、 s_{it} は時点 t において資産 i に要求される犠牲であり、 F_t は時点 t において利用可能な資金である。

この利用可能な資金は、次のような3つの相互に関係する変数の関数である。

$$F_t = f(x_{1t}, x_{2t}, \dots, x_{nt}, \Delta \text{負債}, \Delta \text{資本})$$

ここで、 x_{it} は時点 t における資産 i の売却時価である。

この F_t との関係で、スターリングは利用可能な市場代替案を以下のように決定する（Sterling [1979] pp. 101-102）。まず、ある資産を取得するために要求される犠牲は、その資産の購入時価によって特定化される。すなわち、次のようである。

$$i \text{ が未所有ならば, } s_{it} = n_{it}$$

ここで、 n_{it} は時点 t における資産 i の購入時価である。

あるプロジェクトを獲得するために要求される犠牲は、そのプロジェクトに関連するさまざまな資産の購入時価の合計である。それゆえ、未所有資産の購入時価は諸代替案の決定に適合する。とくに、 $n_{it} \leq F_t$ ならば、資産 i の購入は利用可能な代替案であり、購入時価はこの代替案を支援する。

これに対して、ある所有資産を保有するのに要求される犠牲は、その資産の売却時価によって特定化される。すなわち、次のようである。

$$i \text{ が所有されているならば, } s_{it} = x_{it}$$

上述したように、ここで、 x_{it} は時点 t における資産 i の売却時価である。

ある資産を所有することは、その売却時価の額に等しい犠牲を要求する。もちろん、ある資産の所有を継続することは常に実行可能な市場代替案である。というのは、要求される犠牲はその資産を売却することから利用できる資金に等しいからである。すなわち、 x_{it} は要求される犠牲であり、 x_{it} は F_t の構成要素である。したがって、すべての場合において、 $x_{it} \leq F_t$ であり、売却時価は資産 i の所有を継続するという利用可能な市場代替案を常に支援する。

以上が利用可能な代替案の決定についてであるが、これを踏まえて、意思決定者がしなければならない第2のものは、各代替案の市場結果を予測することである。スターリングによれば、ある新しいプロジェクトを行うこと、または現存のプロジェクトを維持することの市場結果は、そのプロジェクトから生じる予測される将来のキャッシュ・フローである (Sterling [1979] p. 103)。

これらの市場結果を、彼は利益性原則の一般原則として次のように表す (Sterling [1979] p. 104)。

利益性原則： $s_{it} < d_{it}$ ならば、 i はその割引率で投資した s_{it} よりも利益を生むと予測される。

ここで、 d_{it} は時点 t における資産またはプロジェクト i の割引価値 (現在価値) である。

この利益性原則との関係で、スターリングは目的適合的な評価基準を以下のように導出する (Sterling [1979] pp. 104-106)。まず、割引価値が要求される犠牲と比較され、その比較は次の差額として表される。

$d_{it} - s_{it} = i$ の純割引価値

この差額が正ならば、 i はその割引率で投資した s_{it} よりも利益を生むと予測される。

この意思決定モデルを新しいプロジェクトの獲得のために適用する場合、その割引価値は、そのプロジェクトに必要な資産を購入するために犠牲にしなければならない貨幣の額と比較される。すなわち、次のようになる。

$d_{it} - n_{it} =$ 「未所有資産」の純割引価値

この値が正ならば、資産 i の購入は利益を生むことになり、意思決定者にとって有利であるが、負ならば、その購入は意思決定者にとって不利となる。

この意思決定モデルは現存のプロジェクトにも適用できる。ある現存のプロジェクトを変更または断念することは可能であり、それゆえ、それらのプロジェクトも定期的に再評価しなければならない。この再評価において、その意思決定モデルは最新の割引価値と現在要求される犠牲との比較を特定化する。この最新の割引価値はその予測の変更または異なった割引率から生じうる。現在要求される犠牲は所有資産の売却時価によって与えられる。すなわち、次のようになる。

$d_{it} - x_{it} =$ 「所有資産」の純割引価値

この値が正ならば、意思決定者はそのプロジェクトを継続すべきであるが、負ならば、そのプロジェクトを中断し、諸資産を売却すべきである。

これら2つの意思決定の関係を示すと、表1のようになり (Sterling [1979] p. 105), 以下のように説明できる。

表1 2つの意思決定の関係

所有権 \ 代替案	使用	その割引率 での投資
未所有	購入	非購入
所有	非売却	売却

意思決定者が未所有資産を使用したくないならば、投資に利用できる貨幣の額は、購入しないことによって支払われなかった額である（非購入欄）。同様に、ある所有資産を使用する場合、投資に利用できない額は、売却しないことから収入しなかった額である（非売却欄）。これらを別に言い換えると、意思決定者が未所有資産を使用したいならば、投資に利用できない額は、購入によって支払われる額である（購入欄）。意思決定者がある所有資産を使用したくないならば、投資に利用できる額は、売却から収入される額である（売却欄）。

したがって、 n_{it} は購入から要求される犠牲、または購入しないことから投資に利用できる貨幣の額とみることができる。また、 x_{it} は売却しないことから要求される犠牲、または売却から投資に利用できる貨幣の額とみることができる。それをいずれの方法でみようととも、表2で示すように（Sterling [1979] p. 106）、目的適合的な変数は d_{it} 、 n_{it} および x_{it} である。すなわち、割引価値、購入時価および売却時価である。

したがって、スターリングによれば、意思決定モデルは次の評価基準を特定化する（Sterling [1979] p. 115）。

- ① 所有資産の売却時価。理由，
 - (a) 未所有資産の購入時価と比較する場合、それは定義において利用可能な代替案を支援する。

表2 目的適合的な変数

所有権 \ 代替案	使用	その割引率 での投資
未所有	d_{it}	n_{it}
所有	d_{it}	x_{it}

(b) それは資産の所有権を維持するのに必要な犠牲を完全に定義する。

② 未所有資産の購入時価。理由,

(a) 所有資産の売却時価と比較する場合、それは定義において利用可能な市場代替案を支援する。

(b) それは未所有資産を取得するのに必要な犠牲を完全に定義する。

③ ある一定資産の使用または営業と関連する割引価値。理由,

(a) 要求される犠牲 (①(b)または②(b)) と比較する場合、それは予測される利益性に関してある意思決定を可能にする。

以上によって、意思決定モデルの検討から、売却時価、購入時価および割引価値の各評価基準が目的適合性の規準を満たしていることが判明した。しかし、これらの評価基準のうち、会計がいずれの評価基準を測定し、報告すべきかの問題はまだ解決されていない。これを解決するための糸口は、やはり経験的検証可能性と目的適合性の基本的な会計規準である。これら2つの規準を上記の各評価基準に適用すると、以下のようになる。

まず、購入時価であるが、これは経験的現象を言及するので、経験的検証可能性の規準を満たしている。この意味では、現在報告されている慣行的な配分よりもはるかに優れている。さらに、既述のように、すべての未

所有資産の購入時価は、それらの資産のすべての意図した購入に適合し、このような意思決定モデルに適合する。

しかし、スターリングによれば、所有資産の購入時価はそれらの売却に適合せず（というのは、売却時価でそれらを売却しなければならないから）、それらの購入に適合しない（というのは、それらはすでに所有されているから）（Sterling [1979] p. 124）。したがって、所有資産の購入時価の目的適合性は観察できない。

次に、割引価値であるが、この目的適合性については問題はない。上述したように、割引価値は非常に多くの意思決定モデルによって特定化される。すべての意思決定は予測を必要とするし、上記の利益性原則はプロジェクト i に対して要求される犠牲とプロジェクト i の割引価値との比較を必要とした。しかし、それにもかかわらず、この割引価値について検討しなければならないいくつかの問題点がある。スターリングはこれを ① 将来の知識（確実性）対将来の予測（不確実性）、および ② 私的な知識または予測対公的な知識または予測の問題として以下のように検討している（Sterling [1979] pp. 128-140）。

まず、われわれが将来についての確実な知識を有するならば、つまり将来の財務諸表を示すことができるならば、そのような情報の公的報告はもっとも価値ある情報を提供するという目的を達成しない。というのは、このような状況の場合には、誰も競争の優位性をもたないからである。

この場合、明日の価格は公的に確実に知られるので、われわれが得ることのできる唯一のものは、リスクのない利子率である。したがって、将来の知識は市場で取引するリスクを除去し、そのリスクを負担する報酬も除去されることになる。これによって、市場の機能が果たされなくなり、市場が台無しになる。この意味では、不確実性が市場運営のためにはむしろ必要である。

しかし、このような心配は無用であり、現実是不確実である。これは将来のキャッシュ・フローと割引率の予測が人および企業によって異なり、したがって、割引価値も必然的に異なることを意味する。この場合、単一で真実の割引価値が存在しないことは事実である。むしろ、多くの真実の割引価値があり、多分市場の参加者に等しい割引価値がある。それゆえ、単一で真実の割引価値を決定する問題は、概念的問題であり、経験的問題ではない（Sterling [1979] p. 132）。したがって、この場合の割引価値は経験的検証可能性の規準を満たさない。

さらに、これらの割引価値の相違は、「報告される」割引価値の目的適合性についての疑問を生ぜしめる。スターリングによれば、Aの割引価値はAの意思決定に適合することは明らかであるが、Bの割引価値がAの意思決定に適合しないことも明らかである。したがって、なぜわれわれがAのためにBの割引価値の報告を欲するのかと問わなければならない。割引率は個々の意思決定者にとって個人的である。割引率は個人的であるので、割引価値も個人的である（Sterling [1979] pp. 138-139）。この意味では、割引価値は他の人の意思決定にとって目的適合的ではなく、したがって報告すべきではない。

これらの購入時価と割引価値に対して、売却時価は会計の2つの基本的な規準を満たしている。まず、売却時価は経験的現象を測定し、言及するので、経験的検証可能性の規準を満たしている。さらに、上述したように、所有資産の売却時価はその資産の実際のまたは潜在的交換に関するすべての意思決定にとって目的適合的である。すなわち、その売却時価はその所有資産を保有して使用するか、それともそれを売却して、その売却収入をある他の資産に投資するかという意思決定に適合する。これは保有対売却の意思決定であり、次のように行われる（Sterling [1979] p. 120）。

$d_{it} > x_{it}$ ならば、 i を保有する。

$d_{it} < x_{it}$ ならば、 i を売却する。

以上によって明らかなように、売却時価のみが経験的検証可能性と目的適合性の会計における科学的規準を満たすので、会計は売却時価を測定し、報告すべきであるということになる⁶⁾。

3 売却時価会計の論拠

それでは次に、このような売却時価の評価基準に基づいて測定される売却時価会計それ自体の論拠を、スターリングの所論に沿って論じることにする。その場合、一般物価水準が変動しない場合の売却時価会計の論拠をまず考察し、次に、一般物価水準が変動するという現実的な場合に、売却時価会計を改善したものが修正売却時価会計であるという形式で、修正売却時価会計の論拠を考察することとする。

(1) 一般物価水準が変動しない場合

一般物価水準が変動しない場合における売却時価会計の論拠を考察するためには、まず、利益の定義から始めなければならない。スターリングによれば、利益の議論の余地のない定義は、それが個人の消費または企業の投資を修正したあとで、2時点間における富の差額であるということである (Sterling [1979] p. 191)。そして、彼は利益を次のように表す (Sterling

6) これまで提唱されてきた評価基準として、売却時価、購入時価および割引価値のほかに、取得原価があるが、これは会計における2つの基本的な規準を満たさないことは明らかである。まず、慣行的に配分された取得原価は経験的現象の測定ではなく、したがって、経験的検証可能性の規準を満たさない。さらに、取得原価を特定化する意思決定モデルを発見することができず、したがって、目的適合性の規準も満たしていない。これは、意思決定モデルが未来指向的であるにもかかわらず、取得原価は過去指向的であり、そのために、いかなる意思決定モデルにも適合しないからである。

[1979] p. 192)。

$$A_{t+1} - A_t - I_{fT} = Y_{fT}$$

ここで、 A_t は時点 t における企業 f の諸資産の合計であり、 I_{fT} は期間 T に対する企業 f の資本取引の合計である。そして、 Y_{fT} は期間 T に対する企業 f の純利益である。

この利益の定義と式からすると、富の適切な測度が明確になるならば、利益の適切な測度も自動的に明らかになることになる。そこで、この富の適切な測度が重要な問題点となるが、スターリングはこれを表すものとして、「財に対する支配権」(command over goods; COG) という概念を提唱する。彼によれば、財に対する支配権 (COG) の属性は、その名称が明らかになっているように、市場で支配できる財数量の測度である。支配できる財は物的対象であるので、COG は物的測度である (Sterling [1975] p. 46)。

そして、この物的測度を貨幣単位で表したものが、売却時価にほかならない。なぜならば、市場における物的財を支配しようとする場合、その必要な資金は所有資産の売却によって得られるからである。したがって、COG の測定は売却時価によって達成されることになり、COG の測度は売却時価であるということになる。

このような測度を有する COG は、市場における物的財を支配するという経験的現象を言及するので、経験的検証可能性の規準を満たしている。さらに、スターリングによれば、COG は実際のまたは潜在的な市場交換に関するすべての意思決定に適合する。市場において提示される財の購入時価と比較する場合、COG は取得できるであろう財を特定化する。すなわち、それは利用可能な市場の代替案を決定する。それは相対的リスクの決定のみならず、所有資産の利益性の決定にも適合する (Sterling [1979] p.

162)。したがって、COGは目的適合性の規準も満たすことになり、それゆえ、富の適切な測度であるということになる。

このように、COGが富の適切な測度であるならば、それは2時点間の富の差額である利益の適切な測度でもある。すなわち、利益(Y)はCOGの増分である。そして、上述したように、COGの測度が売却時価であり、これに基づいて利益を導出するのが売却時価会計であることからすれば、この会計はある一定期間に対するCOGの真の増加を測定し、説明する会計であるということが出来る。ここに、売却時価会計の論拠が存することになる。

以上のことの理解を促進するために、スターリングのあげた有価証券を売買する単純な企業をここで具体例として説明しよう。彼はこれを次のように仮定する (Sterling [1975] pp. 45, 47)。この企業の唯一の活動は完全市場における有価証券の購入と売却である。さらに単純化するために、取引費用 (たとえば、手数料) はゼロであり、すべての交換は現金でなされると仮定する。負債はない。これは、資産合計数値が所有者持分合計に等しいことを意味する。

さらに単純化するために、その所有者が消費する唯一の財はパンであると仮定する。したがって、この経済には2つの物的財 (非貨幣財) しか存在しない。すなわち、(株式で測定される) 有価証券は唯一の生産者の財であり、(ローフで測定される) パンは唯一の消費者の財である。

この企業は1月1日に1,000ドルを現金で所有していた。同じ日にその企業は70株を1株当たり10ドルで購入し、300ドルの現金を残した。その他の取引は発生しなかった。2月1日に、有価証券の価格は1株当たり15ドルに上昇したが、パンの価格はそのままであった。これらのことを前提として、売却時価会計に基づく貸借対照表と損益計算書を作成するならば、次のようになる (Sterling [1975] p. 49)。

比較貸借対照表

	1月1日	2月1日
現金	\$ 300	\$ 300
有価証券	700	1,050
資産合計	<u>\$ 1,000</u>	<u>\$ 1,350</u>
投下資本	\$ 1,000	\$ 1,000
留保利益	0	350
所有者持分合計	<u>\$ 1,000</u>	<u>\$ 1,350</u>

1月の損益計算書

収 益	\$ 0
有価証券の売上原価	0
	\$ 0
有価証券の保有利得	350
純利益	<u>\$ 350</u>

さて、問題はこの350ドルの実現可能利益がCOGの増加を反映するかどうかである。COGは1月1日に2,000ローフ（=1,000ドル/0.50ドル）であり、2月1日には、それは2,700ローフ（=1,350ドル/0.50ドル）となり、700ローフの増加であった。他方、350ドルの実現可能利益を1ローフ当たり0.50ドルの価格で除すと、やはり700ローフが生じ、COGの増加と一致する。これは、実現可能利益がCOGの真の増加を表しているからにほかならず、ここに売却時価会計の論拠に関する上記の説明が妥当することになる。すなわち、一般物価水準が変動しない場合、売却時価会計は一定期間に対するCOGの真の増加を測定し、説明する会計であるといえるのである。

(2) 一般物価水準が変動する場合

それでは、一般物価水準が変動する場合はどうであろうか。この場合、まずCOGの概念を改めて明確にしなければならない。前述したように、COGの属性は市場で支配できる財の数の測度である。支配できる財は物

の対象であるので、COGは物的測度である。一般物価水準が変動する場合、スターリングによれば、その測定は貨幣単位にある物価指数⁷⁾を乗じることによって達成される。このような物価水準修正の目的は、物的単位として解釈される修正貨幣単位を認めることである (Sterling [1975] p. 46)。一般物価水準が変動する場合、売却時価会計がこのようなCOGの真の増加を表すか否かがここでの問題である。

この問題に答えるために、上であげた有価証券を売買する単純な企業の例を再び利用する。この企業における諸仮定は前の場合とほとんど同じであるが、1月1日から2月1日までの間に、パンの価格が1ローフ当たり0.50ドルから0.60ドルに上昇したことだけが異なっている。その結果、消費者物価指数は1.2 (=0.60ドル/0.50ドル) となった。この場合でも、売却時価会計に基づく貸借対照表と損益計算書は上で示したものと同等であり、実現可能利益はやはり350ドルである。

さて、問題はこの350ドルの実現可能利益がCOGの増加を反映するかどうかである。COGは1月1日に2,000ローフ (=1,000ドル/0.50ドル) であり、2月1日には、それは2,250ローフ (=1,350ドル/0.60ドル) となり、

7) この物価指数として、スターリングは企業の動機に照らして、消費者物価指数がもっとも適切であると考え。彼によれば、自動力がなく、抽象的である「企業」は原動力をもつことができないことは明らかである。したがって、企業に帰せられるすべての動機は究極的には人間から生じなければならない (Sterling [1970] p. 29) そして、人間または人間グループの行動原理は「効用」(utility) であると仮定する。これを本項の言い方でより具体的に述べるならば、人間の経済活動の目的はCOGを最大にするということになる。そして、この観点から、スターリングは消費者物価指数を選択する理由を次のように述べる。これは、現在利用できる効用測定にもっとも近い代用物である。さらに、それは競合する指数のどれよりも購買力の一般的概念である。われわれがより「一般的」というのは、消費者物価指数が最終財のみを含むからである (Sterling [1970] p. 340)。

250ローフの増加であった。350ドルの実現可能利益を1ローフ当たり0.50ドルの1月1日の価格で除すと、700ローフが生じる。同様に、1ローフ当たり0.60ドルの2月1日の価格で除すと、583と1/3ローフが生じる。両者の割算は実際の250ローフを生ぜしめないで、実現可能利益はCOGの増加を測定しない。

COGは富の適切な測度であり、さらに経験的に検証可能で目的適合的な属性であるので、売却時価会計はこれらの重要な会計規準を満たさないことになる。そして、ここに一般物価水準が変動する場合における売却時価会計の限界が存するのである。

この限界を克服するためには、スターリングによれば、一般物価指数で修正した売却時価による財務諸表を作成しなければならない。これによって導出される会計は「修正売却時価会計」であり、この会計のみがCOGの真の増加を表すことになる。そして、これを例示するものが、次の一般物価指数で修正した財務諸表およびCOGで表した財務諸表である。

比較貸借対照表

	1月1日	2月1日
現金（1月1日 = \$300×1.2）	\$ 360	\$ 300
有価証券（1月1日 = \$700×1.2）	840	1,050
資産合計	<u>\$ 1,200</u>	<u>\$ 1,350</u>
投下資本（\$1,000×1.2）	\$ 1,200	\$ 1,200
留保利益	0	150
所有者持分合計	<u>\$ 1,200</u>	<u>\$ 1,350</u>

1月の損益計算書

収 益	\$ 0
有価証券の売上原価	<u>0</u>
	\$ 0
有価証券の保有利得（\$1,050 - \$840）	210
現金の保有損失（\$360 - \$300）	<u>(60)</u>
純利益	<u>\$ 150</u>

	比較貸借対照表	
	1月1日	2月1日
現金	600ローフ	500ローフ
有価証券	1,400	1,750
資産合計	<u>2,000ローフ</u>	<u>2,250ローフ</u>
投下資本	2,000ローフ	2,000ローフ
留保利益	0	250
所有者持分合計	<u>2,000ローフ</u>	<u>2,250ローフ</u>

	1月の損益計算書
収益	0ローフ
有価証券の売上原価	0
	0ローフ
有価証券の保有利得	350
現金の保有損失	(100)
純利益	<u>250ローフ</u>

これによって明らかのように、実質実現可能利益の 150ドルは COG の増加の250ローフ (=150ドル/0.60ドル) と一致し、COG の増加を測定している。これは売却時価会計では不可能であり、一般物価水準が変動する場合、修正売却時価会計のみがこれを可能にする。スターリングによれば、したがって、適切な手続は、① 現在の財務諸表を売却時価に修正し、② 以前の財務諸表を物価指数で修正するということになる。両者の修正が必要であり、いずれもが他の代用物でないことを認識することは重要である (Sterling [1975] p. 51)。

すなわち、一般物価水準が変動する場合、COG の増加を測定するためには実質実現可能利益を導出する必要がある、この修正売却時価会計のみが COG の真の増加を表すのである。したがって、一般物価水準が変動する場合、修正売却時価会計は一定期間に対する COG の真の増加を測定し、説明する会計であるということができ、ここに、この会計の真の論拠が存

することになる。

IV ローゼンフィールドと外部報告

ローゼンフィールドは、彼の数多い論文において以前から売却時価会計を提唱していたが、2006年にその集大成として、『財務報告の現代的問題—利用者指向的アプローチ』（*Contemporary Issues in Financial Reporting, A User-oriented Approach*）を公刊した。彼はそこで、会計情報の利用者指向の見地から、売却時価会計の外部報告的論拠を明示している。

チェンバースおよびスターリングの提唱した売却時価会計はどちらかといえば企業内部の意思決定を目的とした会計であり、この意味で、ローゼンフィールドの主張は対照的である。と同時に、ここにも、会計情報の作成者指向から利用者指向への会計思想の変化をみることができる。

ローゼンフィールドは、投資者、債権者などの情報利用者の意思決定に役立つために、企業の財務情報を彼らに報告することを会計の目的とする。そして、そのために、財務諸表が有していなければならない質的規準を明示し、この質的規準に売却時価のみが適合するという展開で、売却時価会計を主張する。

以下では、ローゼンフィールドの著書を題材として、まず、財務諸表が有すべき質的規準としての利用者指向的規準を明らかにし、次に、取得原価会計、購入時価会計、現在価値会計および売却時価会計がこの規準を満たすかどうかを検討する。そして、売却時価会計の論拠として、この会計がすべての利用者指向的規準に適合することを確認する。

1 利用者指向的規準

ローゼンフィールドによれば、財務諸表の報告者は本質的に、資産および負債を単に測定し認識するというよりも、資産および負債およびそれら

の変動を外部に報告するものであるとし、認識・測定よりも報告を重視する。そしてさらに、報告書として、財務諸表は次のことを投資者や債権者などの利用者に報告しなければならないとする (Rosenfield [2006] pp. 36-37)。

- ① 報告書および報告システムの外で、企業に関連する現象についての情報のみを報告しなければならない。
- ② 事象の財務的影響、および企業に発生した状態の変化についての情報を報告しなければならないが、企業にのちに発生すると思われる事象の財務的影響、もしくは企業に発生したかもしれないが発生しなかった事象の財務的影響を報告してはならない。

このような財務報告は、次の両者を提供することによって利用者に役立つことになり、財務報告の機能が強調される (Rosenfield [2006] p. 38)。

- ① 会計責任を評価するための支援、つまり、経営者および取締役会がいかに関与したかを判断するさいに使用する情報を利用者に提供すること。
- ② 経済的意思決定のための支援、つまり、企業全体についての経済的意思決定、とくに投資および与信意思決定に役立てようとするために使用する情報を利用者に提供すること。

財務諸表はもっとも関心のある集団としての利用者に役立つなければならないので、利用者にとってもっとも有用な財務諸表の質が重要となる。この質は「利用者指向的規準」(user-oriented criteria)とよばれ、これによって現行の実務やこれまで提唱されてきた会計が評価されることになる。これは米国財務会計基準審議会 (FASB) や国際会計基準審議会 (IASB) における財務情報の質的特性に相当するものであるが、ローゼンフィールドはこれを独自に規定する。彼の利用者指向的規準は次のとおりである (Rosenfield [2006] pp. 85-87)。

- ① 事象の表現性 (representativeness) : 財務諸表項目のデータは、報告書の利用者に有用であるために、報告書および報告書の基礎にある証拠書類の外で、存在するまたは存在した状態、および企業に関連して発生した事象を表現しなければならない。
- ② 目的適合性 (relevance) : 財務諸表項目に含めるべきものとして、外部の現象を表現するデータは、情動的でなければならず、すなわち、それらは目的適合的でなければならない。つまり、データは、利用者が企業について行う財務的意思決定を支援しなければならない。財務的意思決定を支援しないデータは、それが外部の現象を表現しており、他の利用者指向的規準を満たしているとしても、利用者にとって無用である。
- ③ 中立性 (neutrality) : 中立性は目的適合性のもとにある規準である。情報は、利用者の共通のニーズに向けなければならない、特定の利用者または集団のニーズまたは要望に向けてはならない。
- ④ 信頼性 (reliability) : 信頼性は2つの面を有している。
 - I 財務諸表の各項目は、利用者への誤報を避けるために、それが表現しようとするものを表現しなければならない。すなわち、それらは相互に信頼できなければならない。
 - II 利用者が財務諸表を全体として信頼できるようにするために、報告書は他のすべての利用者指向的規準を満たさなければならない。この点で、信頼性は有用性とほとんど同じ意味を有している。
- ⑤ 理解可能性 (understandability) : 報告される情報は、財務諸表を発行する企業について合理的に知識を有する利用者に対して理解可能でなければならない。利用者が情報を理解していないときに、理解していると考えすることは、利用者にとって不適當である。彼らが理解していない情報は、それが彼らの財務的意思決定にとって目的適合的であ

り、他の利用者指向的規準を満たしているとしても、意味のないものであり、彼らにとって無用である。

- ⑥ 検証可能性 (verifiability)：財務諸表項目で報告される情報は、一般的な意味で客観的でなければならず、すなわち、測定されている外部の現象を観察している独立の観察者間の観察結果が実質的に一致するという意味で、検証できなければならない。
- ⑦ 適時性 (timeliness)：目的適合的な情報は、利用者の財務的意思決定のために使用できるときに利用者に報告しなければならない。
- ⑧ 完全性 (completeness)：コストおよび重要性の制約内で、信頼でき、理解可能であり、検証可能であり、適時的なすべての情報を、財務諸表に含まなければならない。
- ⑨ 継続性 (consistency)：企業内および企業間で適用される財務諸表の原則は、首尾一貫しており、継続して適用しなければならない。継続しない場合、その旨およびその財務報告への影響を開示しなければならない。
- ⑩ 比較可能性 (comparability)：情報は、利用者の財務的意思決定にさいして企業の財政状態、財務的進展および予測を比較可能にするという、財務諸表の中心目的に適合した財務報告書で報告しなければならない。その目的に適合するためには、情報は、他のすべての利用者指向的規準を満たさなければならない。

ローゼンフィールドによれば、これらのうち、事象の表現性はもっとも重要な利用者指向的規準である。あるデータが企業に関連する外部の現象を表現しないのであれば、そのデータが情動的であるかどうか、つまり目的適合的であるかどうかを問う余地はなく、したがって、そのデータが信頼でき、適時的であり、理解可能かどうか等を問う余地はない。

また、目的適合性は、ここでは、データが利用者の意思決定を支援して

いるかどうかという疑問を問う単純な規準として取り扱われている。データが適時的に提供されているか、理解可能かどうか等は、別の問題であるとする（Rosenfield [2006] pp. 90, 91）。

2 取得原価・購入時価・現在価値会計の評価

これらの利用者指向的規準を、これまで会計基準設定団体および会計学者が提唱してきた取得原価会計、購入時価会計、現在価値会計および売却時価会計が満たすかどうかの問題となる。これに関して、ローゼンフィールドはこれらの会計を以下のように評価している。

(1) 取得原価会計

まず取得原価会計であるが、この会計の一般的な原則は次のように表される（Rosenfield [2006] p. 228）。

- ① 貨幣単位の債務返済力に関する測定単位の定義：測定単位は貨幣単位の債務返済力に関して定義される。貨幣単位の一般購買力の変動（インフレーションおよびデフレーション）は無視される。
- ② （特殊な意味における）客観性：企業が直接的な当事者である取引からのインプットは客観的とみなされ、他の事象からのインプットは客観的とはみなされない。そのようないわゆる客観的事象の財務的影響が財務諸表において表現される（これは、検証可能性に関連して上述した「客観性」の一般的意味とは対照的である）。
- ③ 実現：資産の増加は、それらが報告企業と報告企業とは独立の企業との間の取引において実現する時にのみ、記録される。
- ④ 対応：発生した原価は原因として、その発生した原価から生じる実現収益に対応せられ、収益と同じ損益計算書において費用として報告される。
- ⑤ 体系的で合理的な配分：原価および収益が原因および結果に基づい

て対応できないならば、原価と収益は体系的で合理的な配分によって利益に割り当てられる。減価償却、減耗償却、償却、取得原価を用いる棚卸資産の報告、社債およびその他の負債の報告に関する現在の一般的な原則は、体系的で合理的な配分の主な例である。

以上が取得原価会計の一般的な原則であるが、取得原価会計を評価しようとする場合、これらの原則のうちでとくに問題となるのは、客観性、実現および体系的で合理的な配分である。

ローゼンフィールドによれば、取得原価基準における配分は、取得原価の測定に基づく計算である。しかし、それだけである。それは、偶然を除いて、外界における何かの測定ではない。それは、報告時にまたは他の時に外界に赴くことによって、また観察に基づく測定の尺度を適用することによって、検証することができない。配分の結果は外部の現象を表現しないのである (Rosenfield [2006] p. 156)。したがって、取得原価会計は事象の表現性および検証可能性の利用者指向的規準を満たさないことになる。

また、配分された金額は外部の現象を表現しないということは、その金額は単なる記号にすぎず、意味を欠いているということである。それは記号的コミュニケーションを構成せず、情報ではないので、それは目的適合性の規準に違反する。さらに、配分された金額は外部の現象を表現しないのであるから、それは信頼しうる額ではなく、信頼性(1)の規準にも違反することになる (Rosenfield [2006] p. 246)。

取得原価会計では、資産および負債の価格変動は認識されない。資産および負債の価格変動を無視することは、他の損益計算書項目とともに、望ましい利益額を示すために、損益の実現のタイミングによって、財務報告者に利益管理を許容し、配分を許容することになる。また、価格変動の財務的影響は実現した額に含まれ、あとで報告される。それゆえ、その財務的影響は永久に無視されることはないが、その報告は遅れるのである。そ

の額は他の価格変動の財務的影響と結合され、間違った期間における損益計算書で報告される（Rosenfield [2006] p. 241）。したがって、取得原価会計は適時性の規準を満たさないのである。

さらに、取得原価会計のように情報でないものは理解することができず、発生した経済現象がその期間に報告されないで、そこにおける損益計算書は不完全である。また、ある期間に経済事象が発生し、企業がそれらの財務的影響を他の期間に報告する場合、比較はできない（Rosenfield [2006] p. 248）。それゆえ、取得原価会計は理解可能性、完全性および比較可能性の規準に違反し、これらの規準を満たすことができないがゆえに、信頼性(II)の規準にも違反することになるのである。

このように、ローゼンフィールドによれば、取得原価会計は設定された利用者指向の規準をほとんど満たすことができず、とくに事象の表現性の規準を満たさないために、取得原価会計を利用者に対する財務報告として拒否しなければならないのである。

(2) 購入時価会計

購入時価会計は、実現、体系的で合理的な配分および対応という点で、取得原価会計と共通の一般的な原則を有している。ローゼンフィールドは、このような購入時価会計を現在原価会計、取替原価会計および剝奪価値会計に区分する。

現在原価会計とは、エドワーズ＝ベル（Edwards and Bell）の主張した会計であり、現在原価を媒介として、売上高と現在原価で評価した売上原価との差額を当期営業利益として認識し、現在原価で評価した期末資産と期首資産との差額を実現可能原価節約として認識し、両者の合計を経営利益として算定する会計である。

取替原価会計は、保有資産と同じかまたは類似の資産と取り替えるために、資産を取替原価で評価する会計であり、物的資本維持会計または営業

能力維持会計とよばれているものである。剝奪価値会計は、概略的にいえば、保有資産が剝奪されたとするならば、現状を回復するために必要とするであろう金額で資産を評価する会計である。

現在原価会計に関して、ローゼンフィールドは、現在原価としての購入時価はフィクションであり、現実の外界を表現していないとする。彼によれば、購入時価が財務諸表にふさわしくないもっとも重要な理由は、一度企業が資産を購入すると、それは当該資産に関して購入市場との関係が終わったということである。企業は、資産を所有している間にその所有資産を購入することができないのである。したがって、購入時価で資産を評価することは不可能であり、所有資産の購入時価が目的適合的か否かに関する問題は存在せず、そのような価格は存在しないのである (Rosenfield [2006] p. 288)。

さらに、この種の購入時価は事実に反している。というのは、それは事実に反する仮定、つまりフィクションに依存しているからである。すなわち、企業が当該資産を以前に購入しなかったという仮定に依存しているからである。企業は明らかにそれを以前に購入したのであり、そうでなければ、貸借対照表または損益計算書においてそれを報告するためにどのように測定するかを考える必要はないのである。

フィクションであるので、この種の購入時価は所有資産または売却資産の属性ではない。貸借対照表は、それが所有および売却する資産の属性に関する実際の測定を報告すべきであり、何もないフィクション的な測定を報告すべきではないのである (Rosenfield [2006] pp. 289-290)。

取替原価会計に関して、購入時価としての取替原価は、企業が所有しておらず売却しなかった資産の属性であり、したがって、企業の財政状態および経営成績に関係しない。貸借対照表および損益計算書は、企業が所有しまたは売却した資産の属性を測定し提示すべきであり、それが所有して

おらず売却しなかった資産の属性を測定し提示すべきではない（Rosenfield [2006] p. 294）。

取替原価のもう1つの問題点は、その営業能力維持利益である。それは、資産を売却した時に取り替えなければならないという見解に基づいている。しかしながら、取替えは別の投資意思決定であり、とくに購入時価が非常に上昇して利益が非常に減少するならば、営業能力維持利益は最大利益を意味するものではない。さらに、それは、他の類似の資産を購入する原価として断念した金額を示す。しかし、交換における資産の犠牲はその機会原価、つまり、それから他の利益を得る機会の犠牲であり、取替原価ではない（Rosenfield [2006] p. 297）。

剥奪価値会計に関して、購入時価としての剥奪価値は、企業が資産を剥奪されたというフィクションを含んでいる。そうでなかったことは、貸借対照表でそれを表現する金額を認識する必要性によって示される。この場合もまた、貸借対照表に示される資産の金額は、フィクションを含んではならないのである（Rosenfield [2006] p. 298）。

以上によって明らかなように、これらの購入時価は、企業が保有している資産について何も表現しないために、もっとも重要な利用者指向的規準である事象の表現性を満たさない。したがって、それは他のすべての規準を満たさないことになり、ローゼンフィールドは購入時価会計を否定するのである。

(3) 現在価値会計

現在価値会計は資産を将来キャッシュ・フローの割引現在価値で評価する会計であり、ローゼンフィールドはこの現在価値会計に対して以下のように評価する。

一般に、将来キャッシュ・フローを割引く結果、その過程は現在価値となるといわれている。われわれが信じるように要求されている割引き

は、仮定された将来事象の財務的影響に関する金額の時間枠と性質を魔法的に変化させる。すなわち、仮定された将来の変化がなぜか仮定された現在の状態に変わる。その過程は、財務報告において企業の状態を表現し、単に経済人や経営者の想像でもなければ財務報告者のいたずら書きでもないといわれている。しかし、そのような魔法的なものはないのであり (Rosenfield [2006] p. 280)、現在価値は算術的に調整された予測にすぎないのである。

また、現在価値会計は原因と結果が逆転している。過去の業績は将来を知る時のみ判断できるならば、また過去の業績と現在の状態が現在において知りえないならば、われわれはそれらを知るために将来の事象が起こるのを待たなければならない。

資産の現在価値は企業の現在の状態であると仮定されている。資産に帰すことのできる将来現金収入の割引額マイナス将来現金支出の割引額として定義されるその方法は、それらの将来収入および支出を現在の状態の原因とする。 T_1 時に現在価値の現在の状態が存在するといわれるが、そのような将来収支はそれらの予測でしか存在しなかったのであり、それゆえ、現在価値はまだ存在していないのである。あとで、時間 T_2 、 T_3 等で、収入および支出が生じるのである。

その定義は、現在価値がいま T_1 において存在するといっている。 T_2 、 T_3 等におけるそれらの収入および支出は、したがって T_1 において現在価値が存在する原因になったのである。原因が結果のあとに来たのであり、将来が過去に影響したのである (Rosenfield [2006] p. 281)。しかし、時間的に、原因がその結果のあとに来ることはない。将来が過去に影響を及ぼすことはできないのである。

さらに、将来は現在において想像以外に存在しない。しかし、企業の現在の状態はまさに存在するし、過去は企業にとってまさに発生したのであ

る。したがって、企業の現在の状態および企業の過去は、将来に決して依存しない。財務的影響が財務諸表の源資料を構成するといわれている仮定された将来事象は、現在において報告者の心中や財務報告マップにのみ存在し、企業に関係しない（Rosenfield [2006] pp. 282-283）。

以上のローゼンフィールドの主張を要約すると、次のようになり、財務諸表の作成における現在価値の使用は、利用者指向的規準を満たさないことになる（Rosenfield [2006] pp. 283-284）。

- ① 将来は想像以外に現在において存在せず、それゆえ、過去と現在に決して将来に依存できない。しかし、財務諸表の作成における現在価値の使用は、過去と現在が将来に依存することを要求する。
- ② 将来は想像以外に現在において存在せず、それゆえ、将来についての情報または証拠は存在しえないし、将来についての情報または証拠の代用物も存在しえない。しかし、財務諸表の作成における現在価値の使用は、将来についての証拠または証拠の代用物を要求する。
- ③ 割引きは、仮定された将来の事象、つまり仮定された将来の現金収支を現在の状態に変えない。しかし、財務諸表の作成における現在価値の使用は、割引きが仮定された将来の事象を現在の状態に変えるという見解に基づいている。
- ④ 原因と結果は同時に作用するか、もしくは原因が結果より時間的に先行して作用する。結果がその原因に時間的に先行しえない。しかし、財務諸表の作成における現在価値の使用は、結果がその原因に時間的に先行しえるという見解を組み込んでいる。

以上によって明らかなように、現在価値は、諸項目が財務諸表およびその作成の外にある現象を表現するという財務諸表の設計に関する第1の規準（事象の表現性）を満たさず、したがって、それは他のすべての規準を満たさない。過去および現在を決定する財務諸表の作成において、仮定さ

れた将来事象を知るために必要であるとされるその主要な理由は妥当ではない。仮定された将来現金収支の割引金額は想像以外には存在せず、したがって、現在価値は資産の測定のための属性ではなく、決して理想的な属性でもない。

財務諸表の設計において現在価値を使用することの根本的な問題は、それが過去を将来に関して定義するということである。財務諸表の設計において、過去を将来に関して定義してはならないのである（Rosenfield [2006] p. 284）。

3 売却時価会計の論拠

これらの取得原価会計、購入時価会計および現在価値会計に対して、売却時価会計および売却時価報告は、ローゼンフィールドによれば、利用者指向的規準のすべてを満たすことになる。その理由は各規準に関して以下のとおりである（Rosenfield [2006] pp. 308-310）。

- ① 事象の表現性：売却時価のもとでの財務諸表のすべての項目は、報告日に企業に生じた事象の財務的影響を表現し、財務報告の外で報告日に企業に関連して存在する状態を表現する。
- ② 目的適合性：売却時価は、財務諸表を作成し発行すべき条件である消費者一般購買力に関して、利用者が企業に帰せるもっとも重要な目標を報告日に企業がどの程度達成したかを示す額を報告する。すなわち、消費者一般購買力の現在の所有の増加またはその入手方法を報告する⁸⁾。これが売却時価を支持する中心的な論拠である。

8) ローゼンフィールドは、財務諸表の利用者の観点から「消費者一般購買力」を重視する。彼によれば、利益は財務諸表の利用者の観点に立って定義すべきである。人々は消費に関心がある。彼らは生産者の財および用役に投資するが、それらを使用するために投資するのではない。そのような財およ

- ③ 中立性：売却時価は財務報告に対する特定のグループまたはグループ集団に偏向しない。
- ④ 信頼性(I)：信頼性(I)の規準は、情報が企業について表現しようとするものを表現するということを要求する。この規準を満たすための第1の必要条件は、情報が実際にそのようなものを表現することである。資産はその要求を満たす2つの属性のみを有している。すなわち、それは取得原価と売却時価である。取得原価は、目的適合性の規準を満たさないうえに、取得日においてさえ、保有資産に対して疑わしい。それゆえ、売却時価が、この規準を満たす候補者たる唯一の適合的な属性である。特定の資産の売却時価を測定するための信頼しうる証拠が利用できないならば、その資産の存在と説明を開示すべきであるが、それを貸借対照表で報告すべきではない。
- ⑤ 理解可能性：企業にとって保有資産を売却できることまたは売却できないことが何を意味するかを、すべての人が理解している。売却時価は、たとえば、貸借対照表において部分的に配分された金額および損益計算書において配分された金額が有していない理解可能性を有している。
- ⑥ 検証可能性：売却時価のもとで報告される金額は財務報告外の世界および将来についての誰かの思考外の世界において測定可能な状態を

び用役への彼らの投資は、単に消費の延期である。企業の利益は、現在またはのちに、消費する人々の能力の増加に関して定義すべきであり、単に債務の所与の金額を支払う人々の能力の増加に関して定義すべきではない。財務諸表における測定単位は、貨幣単位の消費者一般購買力に関して定義しなければならない（Rosenfield [2006] pp. 266-267）。このように、ローゼンフィールドは消費者一般購買力を重視するが、これは彼の提唱する売却時価会計の測定単位を消費者一般購買力で修正することにほかならない。このことから、彼の提唱する会計は、厳密にいうと、チェンバースおよびスターリングと同様に、「修正売却時価会計」であるといえることができる。

報告するので、すべての観察者はそれを利用できる。その金額は通常測定することができ、その測定は通常検証することができる。特定の資産の売却価格が非常に不確定なので測定できず、信頼して検証できないならば、当該資産を財務諸表の数値欄から除外すべきであり、その存在と説明を開示すべきである。

- ⑦ 適時性：売却時価は消費者一般購買力の所有増加の達成をそれが発生するとすぐに報告し、財務報告をもっとも適時的なものにする。
- ⑧ 完全性：売却時価は、所有者一般購買力の現在の所有または入手方法を提供し、その売却時価が十分信頼可能で検証可能であるすべての資産を報告し、そのような所有または入手方法において十分信頼可能で検証可能なすべての変動を報告する。
- ⑨ 継続性：売却時価は代替的な報告実務を含まず、それゆえ、その適用は首尾一貫した実務となる。売却時価は誰かの将来についての予測やその他の思考を含まず、それゆえ、それは将来についての首尾一貫しない予測やその他の思考を適用しえない。
- ⑩ 比較可能性：売却時価のもとで報告されるすべての金額は、同じ公的市場から導出され、すべての先行の利用者指向的規準を満たし、したがって、企業の予測を判断するために利用者に役立つ他の情報の開示とともに、投資機会の比較を促進する。
- ⑪ 信頼性(II)：売却時価は他のすべての利用者指向的規準を満たすので、利用者は売却時価の財務諸表で報告される情報を信頼することができる。

このように、売却時価会計はすべての利用者指向的規準を満たすのであるが、この会計の遂行にさいして問題となるのが、売却時価測定の信頼性である。これは上記の信頼性(I)および検証可能性に関連する問題であり、ローゼンフィールドによれば、売却時価を測定するための信頼しうる証拠

は次のとおりである。そこにおいて、番号順に信頼しうる証拠の質が高いということになる（Rosenfield [2006] pp. 312-313）。

- ① 貸借対照表日の直後に資産が売却された価格。これは、企業が報告日において売却時価で保有資産を売却しなければならない最初の機会である。
- ② 同時期に報告企業が他企業にまたは他企業が報告企業に売却した類似資産の価格
- ③ その時に利用または推定できるならば、報告企業以外の企業の指し値価格
- ④ 当該資産ののちの売却価格
- ⑤ 次の時期に報告企業が他企業にまたは他企業が報告企業に売却した類似資産の売却価格
- ⑥ 状況がそれ以来著しく変化していないと判断されるならば、報告日以前に報告企業が他企業にまたは他企業が報告企業に売却した類似資産の価格

そして、これらの証拠が利用できないならば、当該資産の存在と説明を開示すべきであるが、それを貸借対照表で報告すべきではないということになる。

最後に、他の評価基準と同様に、売却時価における加法性が問題となる。これは、資産を個々に売却した場合と資産をグループで売却した場合では、金額が異なるという問題である。これに関して、ローゼンフィールドは、資産の測定にさいして、報告者が複数の個別資産を全体として売却すると、われわれが予想すべきではないという。

企業は、資産を個別に売却してより多くのものを得られるならば、通常、資産をグループで売却しないであろう。したがって、個別に売却される資産の売却時価の合計は、報告される総額の最低額でなければならない

い。資産をグループで売却すること、またはすべての資産を売却し企業を清算することは、しばしばより多くのものをもたらすであろうが、より高い金額を報告することは経営者の意図または将来についての思考を含むことであり、これを財務諸表の設計に組み込むべきではない。したがって、個別に売却された資産の売却時価の合計はまた報告される総額の最高限度額でなければならない。

個別に売却される売却時価の合計の「明確な意味」は、企業が経営者の思考についての推測から離れて獲得できる金額ということなのである (Rosenfield [2006] p. 318)。

V むすびに代えて

以上、本稿では、会計学者が売却時価会計をどのように主張し、そこにおいてどのような論拠が内在していたのかを解明した。そこでは、売却時価会計を主張した会計学者として、チェンバース、スターリングおよびローゼンフィールドを取り上げた。その結果、次のことが判明した。

チェンバースの主張する売却時価会計の論拠は企業経済環境への適応および貨幣等価額による評価の論理的一貫性であり、修正売却時価会計の論拠はそれに加えて比較可能性および一般購買力維持であった。そして、その内容は次のようであった。

- ① 売却時価会計は、売却時価を資産の評価基準とすることによって経済環境に適応でき、すべての資産、負債および資本を貨幣等価額という本質的に同じ属性で測定することによって評価の論理的一貫性を達成し、加法性が成立する。
- ② 修正売却時価会計は、すべての会計数値を期末の一般物価水準で修正することによって同質の測定単位による統一的な会計測定を可能とし、これによって真の意味における企業間比較と期間比較を可能にす

る。

- ③ 修正売却時価会計は、企業の購買力資本を維持することによって、消費が究極的な目的である所有者の一般購買力を維持し、実質利得を示す。

スターリングの提唱する売却時価会計の論拠は科学的要件（経験的検証可能性および目的適合性）の充足および財に対する支配権の適切な測定であり、修正売却時価会計の論拠は財に対する支配権の増加の適切な測定であった。そして、その理由は次のようであった。

- ① 売却時価会計の評価基準である売却時価は、経験的現象を測定するので経験的検証可能性の規準を満たしており、資産の保有対売却の意思決定に適合するので目的適合性の規準も満たしている。
- ② 売却時価は富の適切な測度である財に対する支配権を表し、一般物価水準が変動しない場合、売却時価会計は一定期間における財に対する支配権の増加を測定し、説明する。
- ③ 修正売却時価会計は、経験的検証可能性と目的適合性の規準を満たし、さらに一定期間における財に対する支配権の真の増加を測定し、説明する。

ローゼンフィールドの主張する売却時価会計の論拠は、財務諸表が有すべき質的規準としての利用者指向的規準の充足であり、その主な内容は次のようであった。

- ① 売却時価のもとでの財務諸表のすべての項目は、報告日に企業に生じた事象の財務的影響を表現し、財務報告の外で報告日に企業に関連して存在する状態を表現することによって、事象の表現性の規準を満たす。
- ② 売却時価は、財務諸表を作成し発行すべき条件である消費者一般購買力に関して、利用者が企業に帰せるもっとも重要な目標を報告日に

企業がどの程度達成したかを示す額を報告し、消費者一般購買力の現在の所有の増加またはその入手方法を報告することによって、目的適合性の規準を満たす。

- ③ 売却時価のもとで報告される金額は財務報告外の世界および将来についての誰かの思考外の世界において測定可能な状態を報告するので、すべての観察者はそれを利用でき、その金額は通常測定することができ、その測定は通常検証することができるので、検証可能性の規準を満たす。
- ④ 売却時価は消費者一般購買力の所有増加の達成をそれが発生するとすぐに報告し、財務報告をもっとも適時的なものにする。
- ⑤ 売却時価は、所有者一般購買力の現在の所有または入手方法を提供し、その売却時価が充分信頼可能で検証可能であるすべての資産を報告し、そのような所有または入手方法において充分信頼可能で検証可能なすべての変動を報告することによって、完全性の規準を満たす。
- ⑥ 売却時価のもとで報告されるすべての金額は、同じ公的市場から導出され、すべての先行の利用者指向的規準を満たし、したがって、企業の子測を判断するために利用者に役立つ他の情報の開示とともに、投資機会の比較を促進する。

以上がチェンバース、スターリングおよびローゼンフィールドが提唱した売却時価会計および修正売却時価会計の論拠であるが、これらの論拠を比較してみると、それらの間に共通性があることが判明する。これを明らかにするために、これらの提唱者による売却時価会計の論拠をまとめ、それに基づいて売却時価会計の究極的な論理を導き出すと、表3のようになる。

これによって明らかのように、売却時価会計および修正売却時価会計の究極的な論理は、事象の外的表現、意思決定、企業業績評価、一般購買力表示および一般購買力維持ということになる。これが本稿において解明し

表3 売却時価会計の論拠

チェンバース	スターリング	ローゼン フィールド	売却時価会計の 論理
	経験的検証可能性	事象の表現性 検証可能性	事象の外的表現
経済的環境適応性	目的適合性	目的適合性	意思決定
企業間・期間比較		比較可能性	企業業績評価
貨幣等価額	財に対する支配権	一般購買力の現在 所有	一般購買力表示
一般購買力維持 実質利得	財に対する支配権 の増加	一般購買力の所有 増加	一般購買力維持

た売却時価会計の論理である。そして、これによって、売却時価会計は前述したようなさまざまな機能を発揮することになる。

このように、売却時価会計は多くの論拠および論理を有しているのであるが、既述のように、売却時価会計それ自体を提唱した基準設定団体はこれまで存在しない。しかし、近年、この売却時価会計の思想は公正価値会計に継承されているといえることができる。

FASB および IASB は会計基準の設定において「公正価値」を重視し、公正価値を次のように定義している。公正価値は「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格である。」(FASB [2006] para. 5, IASB [2011] para. 9) これはまさに売却時価にほかならない。このことから、売却時価会計は公正価値会計に継承され、現在、その思想は公正価値会計に内在しているといえることができるのである。

参考文献

- Chambers, R. J. [1966] *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall.
- Chambers, R. J. [1980] *Price Variation and Inflation Accounting*, McGraw-Hill Book Co.
- FASB [2006] *Fair Value Measurements*, SFAS No. 157, FASB.
- IASB [2011] *Fair Value Measurement*, IFRS No. 13, IASB.
- MacNeal, K. [1939] *Truth in Accounting*, University of Pennsylvania Press.
- Rosenfield, P. [1977] *Collected Articles on Inflation Accounting*, ICRA Occasional Paper No. 14, University of Lancaster.
- Rosenfield, P. [2006] *Contemporary Issues in Financial Reporting, A User-oriented Approach*, Routledge.
- Sterling R. R. [1970] *Theory of the Measurement of Enterprise Income*, The University Press of Kansas.
- Sterling R. R. [1975] Relevant Financial Reporting in an Age of Price Changes, *The Journal of Accountancy*, pp. 42-51.
- Sterling R. R. [1979] *Toward a Science of Accounting*, Scholars Book Co.